

諸外国の改定方式

国名、導入された年	スライド又は改定手続き
ベルギー (1975)	RMMMG (最低賃金月額) は部門ごとに物価スライドする。RMMMGは通常2年に一度の中央協定が再交渉される際にも上昇する。
カナダ (女性: 1918-1930、男性: 1930s-1950s)	一般的な物価や賃金インフレによる自動改定はない。
チェコ共和国 (1991)	一般的な物価や賃金インフレによる自動改定はない。
フランス(1950;現在の形になったのは1970)	SMICは(2%以上の上昇により)物価スライドし、労働者の時間給の上昇率の少なくとも2分の1以上上昇しなければならない。SMICは法令によりここで定められた以上上昇させることができる。
ギリシャ(1953;現在の形になったのは1990)	自動改定はないが、最低賃金は年に2回から3回調整される。
ハンガリー (1977;現在の形になったのは1992)	自動改定はないが、通常毎年三者構成の調停会議の合意により改定される。
日本(1959;現在の形になったのは1968)	地方最低賃金審議会の答申により賃金や生計費の上昇を考慮しつつ、毎年改定される。
韓国 (1988;現在の形になったのは1990)	自動改定はないが、最低賃金は3者構成の最低賃金審議会の答申をうけ労働大臣により毎年改定される。
ルクセンブルグ(1944)	SSM (最低賃金月額) は物価スライドする。また、経済と賃金の上昇に合わせて2年に一度見直される。
メキシコ(1917;現在の形になったのは1962)	自動改定はないが、最低賃金は定期的に改定される。
オランダ(1968)	1992年以来、最低賃金は平均賃金の上昇とトリッキングしているが、生活保護受給の雇用に対する比率(それぞれ、給付年数と労働年数)がある水準を超えた場合、改定を停止することができる。
ニュージーランド (1945;現在の形になったのは1983)	自動改定はないが、労働大臣は水準を毎年見直さなければならない。
ポーランド (1990)	低所得労働世帯の支出、物価上昇、他の経済的要素を勘案し、計算式に基づき毎年3から4回改定される。
ポルトガル (1974)	インフレーションや景気動向を勘案し、三者構成の審議会で審議した後、法律により毎年改定される。
スペイン (1963;現在の形になったのは1976)	インフレーションや景気動向を勘案し、三者構成の審議会で審議した後、法律により毎年改定される。
トルコ (1971)	他の経済的發展とともに、食料と非食料の最低限のバスケットを購入するコストを勘案し、3者構成の最低賃金審議会を通じて毎年改定される。
アメリカ (1938)	物価や賃金上昇による自動改定はない。

諸外国の適用除外、減額措置について

国名、導入された年	除外される労働者	若年労働者の最低賃金(年齢と成人の最低賃金に対する割合)	その他
ベルギー (1975)	公共部門の労働者、見習生、訓練生、授産施設の労働者	20歳 94% ; 19歳 88% ; 18歳 82% ; 17歳 76% ; 17歳未満 70%	
カナダ (女性 : 1918-1930、 男性 : 1930s-1950s)	見習生、農業従事者、管理的・運営的労働者はしばしば州法により除外	若年者に対する減額は一般的に廃止されている。	
チェコ共和国 (1991)	MWT(Minimum Wage Tariffs)は労働協約によりカバーされない労働者のみに適用。公共部門は別に定められる。	若年成人に対する減額はないが、未成年に対する減額あり	障害者には減額適用。MWTは仕事の複雑さ、責任、肉体的困難性に応じて変わる。
フランス (1950;現在の形になったのは 1970)	政府一般職員、障害者(別の規則でカバーされる)	在職6ヶ月未満の労働者について、17歳 90% ; 17歳未満 80%	見習生と訓練生は年齢や訓練の段階に応じてSMICの25%から78%
ギリシャ (1953;現在の形になったのは 1990)	民間労働者のみに適用。公共部門は別に政府により定められる。	減額なし	勤続や配偶者の有無により高い最低賃金が適用
ハンガリー (1977;現在の形になったのは 1992)	見習生は少なくとも最低賃金の10%	減額なし	特定の場合には低い最低賃金率が適用されうるが、実際には施行されていない。
日本(1959;現在の形になったのは 1968)	公務員、見習生、訓練生、障害者、断続的労働従事者、試用期間中の者、短時間労働者	減額なし	
韓国(1988;現在の形になったのは 1990)	10人以上の企業のみ適用。見習生、訓練生、試用期間中の者、障害者、断続的労働従事者	在職6ヶ月未満の労働者について、18歳未満 90%	
ルクセンブルグ (1944)	民間労働者にのみ適用	17歳 80% ; 16歳 70% ; 15歳 60%	技能労働者には20%高い最低賃金。配偶者の有無、家族構成により最低賃金に変化
メキシコ (1917;現在の形になったのは 1962)	適用除外なし	減額なし	それぞれの地域の88の職業にはより高い賃金率適用

オランダ (1968)	労働契約のあるすべての労働者に適用。1992年に週13時間未満の労働者にも適用範囲が広がった。	22歳 85%; 21歳 72.5%; 20歳 61.5%; 19歳 52.5%; 18歳 45.5%; 17歳 39.5%; 16歳 34.5%; 15歳 30%	
ニュージーランド (1945; 現在の形になったのは1983)	見習生、訓練生、障害者	16~19歳 60%	
ポーランド (1990)	適用除外なし	減額なし	
ポルトガル (1974)	軍隊	18歳未満 75%	見習生、訓練生、内勤者、障害者には低い最低賃金が適用
スペイン (1963; 現在の形になったのは1976)	適用除外なし	18歳未満 89%	1998年1月1日以降若年者の減額廃止
トルコ (1971)	見習生	16歳未満 85%	1989年8月、農業従事者に低い最低賃金を設定
アメリカ (1938)	役員、管理的・運営的被用者、他の特別の小さな集団	1996年10月より20歳未満の労働者の最初の90日は4.25ドル時間	ある条件のもと、訓練生に連邦最賃の85%、フルタイムの学生や障害者に低い最低賃金を支払える

資料出所 OECD 「Employment Outlook 1998」

最低賃金の平均賃金に対する比率の国際比較(1997年)(注1)

	基本給			一般労働者の中間賃金				一般労働者の平均賃金		製造業における平均時給(注4)	
	計	超過勤務手当と賞与を含む		計	男	女	若年者(注2)	低賃金労働者(注3)	基本給		超過勤務手当と賞与を含む
		計	若年者								
ベルギー	61.1	50.4	49.2	55.2	55.2	65.5	71.6	52.6	43.4	63.3	59.9
カナダ	-	39.6	35.1	46.8	-	-	90.1	-	35.7	58.4	38.2
チエコ	-	21.2	19.4	24.6	-	-	34.6	-	18.7	23.0	-
フランス	68.5	57.4	55.2	63.3	-	-	86.2	55.3	46.3	71.7	68.7
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51.4
ハンガリー	-	37.4	-	-	-	-	71.9	-	32.6	-	40.7
日本	39.7	30.8	26.5	42.1	44.9	44.9	64.7	34.9	27.1	43.9	46.8
韓国	30.6	24.4	21.2	36.0	35.0	35.0	47.4	27.4	21.5	33.5	30.7
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53.9
メキシコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.6
オランダ	55.9	49.4	47.2	61.0	-	-	77.6	51.1	45.2	76.1	58.1
ニュージーランド	47.4	45.6	41.9	51.4	59.2	59.2	81.4	41.0	39.4	-	52.8
ポーランド	-	44.6	39.6	49.6	-	-	78.3	-	40.8	-	-
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	-	49.6	41.9	-	64.1
スペイン	36.4	32.4	30.1	42.3	-	-	66.6	28.8	25.6	-	40.6
トルコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.7
アメリカ合衆国	43.3	38.1	33.2	44.4	59.7	59.7	79.5	34.9	30.6	52.5	36.1

資料出所: EMPLOYMENT OUTLOOK June 1998 (OECD)

注1 最低賃金は全て、成人に適用される最低賃金である。1997年の様々なグループの一般労働者と製造業の肉体労働者の1997年の平均賃金は過去のデータを他の賃金上昇率で推計している。全ての賃金データは社会保険料を含んでいる。

注2 若年者は20歳から24歳の労働者である。オランダでは、若年者の最低賃金の平均値(1歳ごとの若年労働者数で加重平均)の平均賃金に対する比率はおおよそ65%である。若年者に対する減額率がある他の国々では、これらは、20歳未満のものに適用される。

注3 低賃金労働者は賃金分布の最低辺20%の労働者として推定している。構成上、このグループの中間賃金は労働者の下から10%の賃金の上限に対応している。

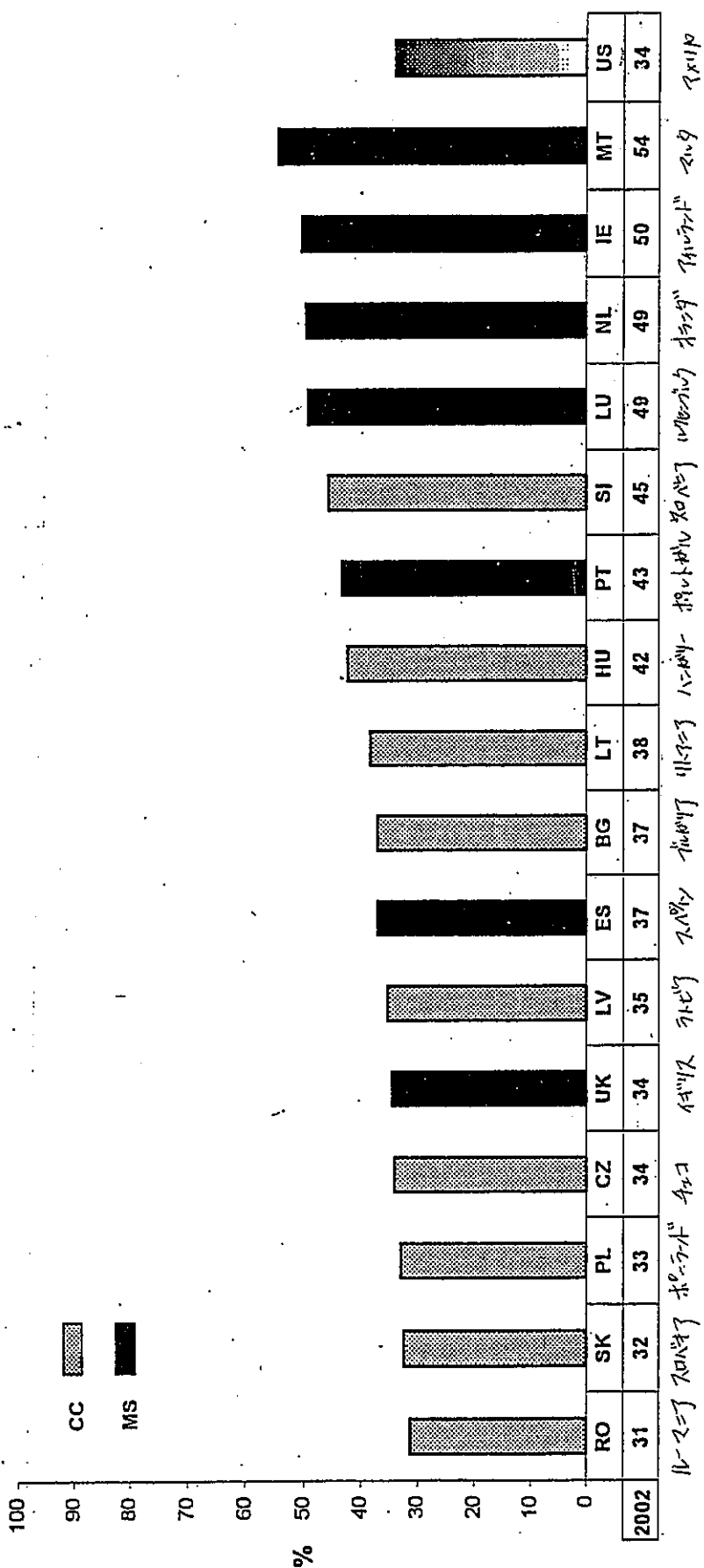
注4 実際に働いた時間に対する時間給。つまり、病気手当、休日手当、その他の年間賞与や非標準賞与を除く。韓国、メキシコ、ポルトガル、スペインについては、直接支払われた給与総額から推計した。

データソース: 平均賃金; OECD Minimum Wage Database, Mean and median earnings for full-time workers; OECD estimates and OECD Earnings Database

(詳細はOECD Employment Outlook July 1996, Chapter3)

製造業の平均時給; US Bureau of Labor Statistics, International Comparisons of Hourly Compensation Costs for Production Workers in Manufacturing, 1975-

最低賃金の平均賃金に対する比率の国際比較(2002年)



資料出所: EUROSTAT "Minimum wages as a percentage of monthly gross earnings in Industry and Services, EU Member States, Candidate Countries and the US, 2002"

(注) MS: the Member States of the European Union, CC: the Candidate Countries

諸外国の公的扶助制度の給付額の比較

制度名	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	アメリカ	日本
基給 準付	所得補助	参入最低限所得 (RMI)	社会扶助	社会扶助	TANF	生活保護
	全国統一基準 (地域差なし)	全国統一基準 (地域差なし)	州・市ごとに独自の基 準を設定 (全国標準*あり)	市ごとに独自の基準 を設定 (全国標準*あ り)	州ごとに独自の基準 を設定 (全国標準な し)	全国統一基準 (地域差あり)
基本原則 以下の比較表で 用いた給付額算 出の元データ	全国統一基準 (地域差なし)	全国統一基準	全国標準の基準額	全国標準の基準額	イリノイ州	1 級地-1
	週 54.65 月額換算約 242.10	月額 E411.70	月額 E339	月額 Kr3,255	月額 \$ 223 (シカゴ)	2 級地-1
	週 87.75 月額換算約 379.87	月額 E617.55	月額 E613	月額 Kr5,455	月額 \$ 292 (シカゴ)	3 級地-1
現地 通貨	週 125.83 月額換算約 557.43	月額 E741.06	月額 E840 (但し 10 歳の子ども)	月額 Kr7,210	月額 \$ 396 (シカゴ)	-
	1.603	1.073	1.073	0.117	1.000	-
	1ポンド=190.61円	1ユーロ=136.86円	1ユーロ=136.86円	1クローナ=13.91円	1ドル=118.91円	0.841
日本 円換 算	46,146円	52,513円	43,240円	45,284円	26,356円	84,850
	72,407円	78,769円	78,189円	75,890円	34,511円	129,940
	106,251円	94,523円	107,143円	100,306円	46,803円	162,490
給付額 インデックス 調整後 日本円 表記	ロンドン 91.5	パリ 83.7	フランクフルト 73.6	ストックホルム 85.4	シカゴ 91.1	東京 100.0
	50,433円	62,740円	58,750円	53,026円	28,931円	84,850円
	79,133円	94,109円	106,235円	88,864円	37,883円	129,940円
給付水準 インデックス (東京=100)	116,121円	112,931円	145,575円	117,454円	51,375円	162,490円
	59.44	73.94	69.24	62.49	34.10	100.0
	60.90	72.42	81.76	68.39	29.15	100.0
	71.46	69.50	89.59	72.28	31.51	100.0

* 全国標準あり：各自治体等が基準を設定する際に、ガイドラインとして中央政府が提示する給付基準の提示がある場合。

イギリス、フランス及びアメリカにおける公的扶助と最低賃金について

	イギリス	フランス	アメリカ	日本
最低賃金①	4.85 £/時間 週換算→1154.2ユーロ (=4.85 £ × 48h)	7.61ユーロ/時間 月換算→1154.2ユーロ (=7.61ユーロ × 152h)	5.50 \$/時間(シカゴ) 月換算→957 \$ (=5.50 \$ × 174h)	665円/時間 月換算→115,710円 (=665円 × 174h)
公的扶助(単身者) ②	54.65 £/週 (25歳以上)	411.70ユーロ/月	【TANF】 223 \$/月 (シカゴ) 【SSI】 564 \$/月	1級地-1 84,850円/月 2級地-1 77,220円/月 3級地-1 69,580円/月
最低賃金/公的 扶助(①/②)	4.3倍	2.8倍	4.3倍 1.7倍	1.4倍 1.5倍 1.7倍

○イギリス「所得補助 (Income Support)」

就労能力のない非就業者
に対する所得保障制度で、
無拠出かつ資産調査(ミーン
ズテスト)を伴う。住宅給付は
含まれていない。

その収入が一定収入に満たな
い25歳以上の者(子供を養育、妊
娠中の者は25歳未満でも可)を
対象。最低賃金をもとに算出され
た給付額を採用しており、生活の
特定のニーズに基づいて給付額
が算出されているわけではない
ため、給付額に含まれる費用は明ら
かではない。住宅扶助制度は別
途用意されており、RMIとの併給
も認められるが、無償の住居等が
提供されている場合は、RMIの給
付額が減額されることから、RMI
の給付額には一定の住宅費用補
填の意味合いが含まれていること
になるが、減額される金額は、寡
少な額(50.15ユーロ)であり、実際
の住宅費用と相殺するものでは
ない。

○アメリカ「貧困家庭一時扶助(TANF)」、「補足的所得保障(SSI)」

SSIは、所有する資産が一定水準以下の高齢者・障害者を対象とする連邦政府が行う制度。
TANFは、子供のいる貧困家庭、又は妊婦のいる貧困家庭の自立支援のための制度であり、現金
給付もそのための一時的支援と位置づけられる。就労へのインセンティブを高めるため、給付額の
水準はSSIと比較すると相対的に低い。TANFには全国統一の給付額基準はない。各州政府は、
独自にTANFの給付額基準を設定することができる。州政府での給付額基準の設定方法は必ずし
も明示的ではなく、基準額の更新に対する考え方も異なる。TANFの給付額は、アラバマ州の164
\$からアラスカ州の923 \$までと格差が大きい。TANFやSSIは、基本的には、食料扶助(フードスタ
ンプ)やメディケイド、LIHEA(低所得世帯光熱費扶助)、WIC(女性・幼児・子供向け特別補足栄
養プログラム)といった他の扶助制度との適切な組合せを前提としている。SSIでは、持ち家の有無
による給付額の増減はないが、受給者が他者宅に同居し現物支援等を受けている場合やメディケ
イド施設入居の場合、給付額は減額される。また、低所得者に対する住宅扶助制度は、住宅都市
開発省が独自に実施している。なお、フードスタンプの交付額は、世帯人数1人で141 \$、2人で
259 \$、3人で371 \$。

なお、アメリカの公的扶助施策は連邦政府が行っているもの、連邦政府が財源を拠出し運営を
州政府が行っているもの、州政府や地方政府が独自に行っているものと非常に多様かつ複雑であ
る。各種公的扶助の給付基準額の設定については一律の基準があるわけではないが、しばしば
「Poverty Guidelines」が用いられる。1965年以降、連邦政府の貧困基準として、「Poverty
Thresholds」と「Poverty Guidelines」の2種類の基準が用いられている。Poverty Thresholdsは、貧困
者数の把握等、主として統計上の目的のために活用されるものであり、米国内務調査局によって毎
年公表されている。このPoverty Thresholdsは、基礎的な食費を3倍した数値を基準に、その後は
CPI-U(消費者物価指数)により調整している。一方、Poverty Guidelinesは、Poverty Thresholdsを
簡素化したもので、各種公的扶助施策を実施・運用する際に活用される基準で、米国内務調査省
によって毎年公表されている。SSIやTANF、EITC(勤労所得税控除)、住宅都市開発省の資産調
査を必要とする住宅扶助等では、このPoverty Guidelinesは用いられない。

「我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書」(2004.3厚生労働省社会・援護局保護課)等より

ILO条約

最低賃金決定制度の創設に関する条約 (第二六号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりシエネーワに招集されて、千九百二十八年五月三十日にその第十一回会期として会合し、

その会期の議事日程の第一議題である最低賃金決定制度に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

国際労働機関憲章の規定に従い、国際労働機関の加盟国によつて批准されるため、次の条約(引用に際しては、「千九百二十八年の最低賃金決定制度条約」と称することができる。)を千九百二十八年六月十六日に採択する。

第一條

1 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、労働協約その他の方法により賃金を有効に規制する制度が存在していない若干の産業又は産業の部分(特に家内労働の産業)であつて賃金が例外的に低いものにおいて使用される労働者のため最低賃金率を決定することができる制度を創設し又は維持することを約束する。

2 この条約の適用上、「産業」とは、製造業、商業等を含む。

第二條

この条約を批准する各加盟国は、関係のある産業又は産業の部分に労働者団体及び使用者団体が存在する場合にはそれらの団体と協議したうえ、いずれの産業又は産業の部分について、特にいずれの家内労働の産業又は家内労働の産業の部分について前条の最低賃金決定制度を適用するかを決定する自由を有する。

第三條

1 この条約を批准する各加盟国は、最低賃金決定制度の性質及び形態並びにその運用方法を決定する自由を有する。

2 もつとも、次のことを条件とする。

(1) 産業又はその部分について最低賃金決定制度を適用するに先立ち、関係のある使用者及び労働者の代表者(使用者団体及び労働者団体が存在する場合には、それらの団体の代表者を含む。)並びに職業上又は職務上特に適任であるその他の若くは権限のある機関が協議することを適当と認めるものは、協議を受ける。

(2) 関係のある使用者及び労働者は、国内法令で定める方法により、国内法令で定める程度において最低賃金決定制度の運用に参与する。もつとも、その使用者と労働者とは、いかなる場合にも、等しい人数で、かつ、平等の条件によつて参与するものとする。

(3) 決定された最低賃金率は、関係のある使用者及び労働者を拘束するものとし、個人的契約により、又は権限のある機関の一般的若しくは個別的許可を受ける場合を除くは労働協約により、引き下げることができない。

第四條

1 この条約を批准する各加盟国は、関係のある使用者及び労働者が現行の最低賃金率を知らされること並びにその最低賃金率が適用される場合にこれよりも低い率で賃金が支払われないことを確保するため、監督及び制裁の制度によつて必要な措置をとる。

2 最低賃金率の適用を受ける労働者でその率よりも低い率で賃金の支払を受けたものは、国内法令で定める期間、裁判上その他の法定の手続によつて当該不足額の支払を受ける権利を有する。

第五條

この条約を批准する各加盟国は、最低賃金決定制度が適用されている産業又は産業の部分の表を含み、かつ、同制度の適用の方法及び結果を記載した一般的説明書を毎年国際労働事務局に送付する。この説明書には、また同制度の適用を受ける労働者の概数、決定された最低賃金率及び最低賃金率に關連して定められた比較的重要なその他の条件が存在する場合にはその条件につき、その概要を記載する。

第六條

国際労働機関憲章に定める条件によるこの条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第七條

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第八條

国際労働事務局長は、国際労働機関の二の加盟国の批准が国際労働事務局に登録されたときは、その旨を直ちにすべての加盟国に通告する。事務局長は、また、他の加盟国からその後通知を受けた批准の登録をすべての加盟国に通告する。

第九條

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。この廃棄は、国際労働事務局に登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した各加盟国で、1に定める十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に規定する廃棄の権利を行使しないものは、さらに五年間拘束を受けるものとし、その後は、五年の期間が満了することに、この条約に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第十條

国際労働機関の理事会は、少なくとも十年に一回、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の改正又は修正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議する。

第十一條

この条約のフランス語及び英語による本文は、ともに正文とする。

開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約(第二三二号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりシエネーウに招集されて、千九百七十年六月三日にその第五十四回会期として会合し、

広く批准されている千九百二十八年の最低賃金決定制度条約及び千九百五十一年の同一報酬条約並びに千九百五十一年の最低賃金決定制度(農業)条約の規定に留意し、それらの条約が不利益な立場にある賃金労働者の集団の保護に貴重な役割を果たしてきたことを考慮し、

それらの条約を補足し、かつ、不当に低い賃金に対し賃金労働者を保護することを規定する新たな文書であつて、一般に適用されるが開発途上にある国の必要を特に考慮したものを採択する時期が来たことを考慮し、

前記の会期の議事日程の第五議題である開発途上にある国を特に考慮した最低賃金決定制度及び関連問題に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、「千九百七十年の最低賃金決定条約」と称することができる。)を千九百七十年六月二十二日に採択する。

第一条

- 1 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、雇用に条件に照らし対象とすることが適当である賃金労働者のすべての集団について適用される最低賃金制度を設置することを約束する。
- 2 各国の権限のある機関は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在する場合にはそれらの団体と合意して又はそれらの団体と十分に協議したうえ、最低賃金制度の対象とされる賃金労働者の集団を決定する。
- 3 この条約を批准する各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従つて提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、この条約の規定の適用上最低賃金制度の対象とされない賃金労働者の集団をその対象とされない理由を付して列記するものとし、その後の報告において、その集団に関する自国の法律及び慣行の現況並びにこの条約がその集団につきどの程度に実施されているか又は実施されようとしているかを記述する。

第二条

- 1 最低賃金は、法的効力を有するものとし、引き下げることができない。また、最低賃金の適用を怠つた場合には、関係者は、相当な刑罰その他の制裁を受ける。
- 2 団体交渉の自由は、1の規定に従うことを条件として、十分に尊重する。

第三条

最低賃金の水準の決定にあつて考慮すべき要素には、国内慣行及び国内事情との関連において可能かつ適当である限り、次のものを含む。

- (a) 労働者及びその家族の必要であつて国内の賃金の一般的水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的な生活水準を考慮に入れたもの
- (b) 経済的要素(経済開発上の要請、生産性の水準並びに高水準の雇用の達成し及び維持することの望ましさを含む。)

第四条

- 1 この条約を批准する各加盟国は、第一条の規定の適用上最低賃金制度の対象とされる賃金労働者の集団のための最低賃金を決定しかつ随時調整することができる制度で国内の条件及び必要を満たすものを創設し又は維持する。
- 2 1の制度の設置、運用及び修正に關連して、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体又はこれらの団体が不在の場合には関係のある使用者及び労働者の代表者との十分な協議が行われるため、措置をとるものとする。
- 3 最低賃金決定制度の性質上適当な場合には、次の者がその運用に直接参加するため、措置をとるものとする。
 - (a) 関係のある使用者団体及び労働者団体の代表者又は、それらの団体が不在の場合には、関係のある使用者及び労働者の代表者。もつとも、それらの代表者は、平等の立場で参加するものとする。
 - (b) 国の一般的な利益を代表するために適任であると認められている者。もつとも、その者は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在する場合において、これらの団体との協議が国内法及び国内慣行に適合するものであるときは、そのような協議が十分に行われたいえ任命されるものとする。

第五条

最低賃金に関するすべての規定が効果的に適用されることを確保するため、他の必要な措置によつて強化された適切な監督その他の適当な措置をとる。

第六条

この条約は、現存するいずれの条約をも改正するものとなしてはならない。

第七条(第十四条(最終条項))

(略)

最低賃金に関するアンケート調査結果（労働政策研究・研修機構）（概要）

1 趣旨

最低賃金制度について、事業者の認識状況、活用状況、有効性の認識状況、最低賃金の賃金や雇用への影響などを調べること。

2 調査の対象

従業員 30 人未満（製造業は 100 人未満）の事業所 10,000 件（産業別最低賃金の適用事業所と非適用事業所をそれぞれ 5,000 件無作為抽出）に送付し、回答は 2,434 件（回収率 26.2%）

3 調査時期

平成 16 年 11 月 17 日～12 月 3 日

4 結果の概要

（1）調査対象事業所の属性

- ① 産業別にみると、「製造業」が 45.7%、「卸売・小売業等」が 18.8%、「サービス業等」が 21.5%、「その他」が 13.9%となっている。産業別最低賃金適用事業所では、「製造業」が 66.8%、「卸売・小売業等」が 13.6%、「サービス業等」が 9.5%、「その他」が 10.2%、産業別最低賃金非適用事業所では、「製造業」が 23.6%、「卸売・小売業等」が 24.4%、「サービス業等」が 34.2%、「その他」が 17.9%となっている。
- ② 事業所規模別にみると、「1～4 人」が 37.1%、「10～29 人」が 25.7%、「5～9 人」が 22.2%、「30 人以上」が 14.9%となっている。

（2）地域別最低賃金に関する結果

- ① 地域別最低賃金額を知っているとする事業所は 46.6%。産業別では製造業が 49.9%、サービス業で 41.3%。規模別では「1～4 人」が 28.1%に対し、「30 人以上」は 77.1%。
- ② 地域別最低賃金額を正確に知っていた事業所は、2,434 件中 590 件（24.2%）。産業別では「製造業」が 26.3%、「サービス業等」は、20.0%。規模別では「1～4 人」で 11.5%に対し、「30 人以上」で 51.6%。
- ③ 地域別最低賃金額の認識経路については、「労働局のホームページやパンフレット等をみて」が最も多く 68.8%。規模別には、「1～4 人」で「労働局のホームページやパンフレット等をみて」の割合が 43.4%と、他の規模と比べ低く、その他の認識経路の回答割合が高くなっている。
- ④ 正社員の賃金決定要素（複数回答）としては、「経験年数に応じて」が 63.4%と最も多く、「地域別最低賃金」は 12.4%。また、最も重視しているものとして、「経験年数に応じて」が 27.0%であるのに対し、「地域別最低賃金」は 3.5%。
産業別最低賃金非適用事業所で見ると、「経験年数に応じて」が 58.6%と最も多く、「地域別最低賃金」は 15.5%。また、最も重視しているものとして、「経験年数に応じ